

令和2年（ワ）第24587号 国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求事件

原告 伊藤時男

被告 国

## 訴状訂正申立書

令和2年12月7日

東京地方裁判所民事第12部合議B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 長谷川 敬 祐

同弁護士 佐藤 暁 子

同弁護士 小島 啓

同弁護士 採澤 友 香

同弁護士 姜 文 江

頭書事件について、令和2年（2020年）9月30日付け訴状のうち、下記の部分の訂正を申し立てる。

記

### 1 請求の趣旨第1項（遅延損害金の部分）について

（訂正前）「これに対する本訴状送達の日から」

(訂正後)「これに対する本訴状送達の日翌日から」

## 2 請求の原因第4の5(9頁目の下から6行目)について

(訂正前)「世界保健機構」

(訂正後)「世界保健機関」

## 3 請求の原因第7(損害)の1(全文)について

(訂正前)原告は、上記の被告国の政策により、人々が当たり前のように送っている地域社会での生活の機会ないしはその自由を約40年間失い、人間としての尊厳を奪われたことによって、もはや取り戻すことのできない損害を被ったものであり、慰謝料その他の損害は3000万円を下ることはないが、原告はのうち金3000万円を請求するものである。

(訂正後)原告は、上記の被告国の政策により、人々が当たり前のように送っている地域社会での生活の機会及びその自由を、昭和48年(1973年)9月2日から平成24年(2012年)10月22日までの39年と51日間もの長期間にわたり、失うこととなった。

具体的には、原告は昭和48年(1973年)9月2日の■■■■病院への転院時には強制入院の必要性がなかったにもかかわらず、その入院要件が広範、不明確であり、かつ、適正な手続き保障もなく、家族等に入退院の負担を委ねる運用とされていた強制入院形態である医療保護入院(入院時は「同意入院」という名称)によって、昭和48年(1973年)9月2日から平成15年(2003年)4月30日まで入院を強制された。また、原告は、上記医療保護入院中あるいは任意入院に切り替えられた後において、被告国が地域医療等への転換や実効性のある退院促進政策を実施していれば容易に退院が可能な状態

であったにもかかわらず、これが実施されなかったことから、退院して地域社会で生活することを具体的に検討する機会さえも与えられず、徐々に退院の意欲を奪われ、平成24年（2012年）10月22日まで入院生活の継続を余儀なくされた。

なお、原告については、昭和63年（1988年）5月24日以降のカルテが残存するが、どんなに遅くとも昭和63年5月24日時点において、原告には強制入院の必要性がなく、被告国が地域医療等への転換や実効性のある退院促進政策を実施していれば容易に退院が可能な状態であったことは明らかである。

その結果、原告は、人生の大半の時間にわたり、地域社会での生活の機会及びその自由を失い、人間としての尊厳を奪われ続けたことによって、もはや取り戻すことのできない損害、人生被害を被ったものであり、慰謝料その他の損害は3000万円を下ることはないが、原告はこのうち金3000万円を請求するものである。

以上